

中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和51年条例第13号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の期末手当の額は議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の225</u> を乗じて得た額とする。 3 (略)	(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の期末手当の額は議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の230</u> を乗じて得た額とする。 3 (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用する。
(令和6年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和6年12月に支給する期末手当に係る改正後の中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の報酬等条例」という。）第5条の規定の適用については、「100分の230」とあるのは「100分の235」とする。
- 3 この条例による改正前の中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に基づいて、令和6年12月分として支給を受けた期末手当は、改正後の報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。